

使用料等の設定基準

平成 2 8 年 8 月

関 市

目 次

1. 趣旨	1
2. 使用料算定の基本方針	1
(1) 利用者負担の原則	1
(2) 算定方法の明確化	1
3. 使用料の算定方式	1
(1) サービス提供に要する原価の範囲	2
(2) 原価を算定する基礎数値	2
(3) 利用者負担率	3
(4) 適用除外施設	4
4. 施設の利用形態による使用料の算定	4
(1) 貸室等の使用料	5
(2) 個人利用に係る使用料	6
5. 激変緩和措置	6
6. 使用料の設定	6
7. その他の基準	7
(1) 営利目的等の取扱い	7
(2) 時間帯・曜日の取扱い	7
(3) 利用者区分の設定	7
8. 定期的な検証	7

1. 趣旨

施設には、維持管理のための経費が多くかかり、その多くは市民等からの税金と施設を利用する方からの使用料などで賄われています。市が経費の縮減や効率化に努めるのはもちろんですが、使用料については、長年にわたって据え置かれたものも多くあり、社会経済の状況変化に伴い、施設を利用する人と利用しない人との均衡などを考慮した適正な施設使用料とする必要があります。

そうしたことから、統一的な使用料等の設定基準（以下「設定基準」といいます。）を定め、その基準に基づいた使用料とします。

2. 使用料算定の基本方針

（1）利用者負担の原則

使用料収入が施設の維持管理等に要する費用を下回る場合、不足分は公費（税金）で賄うため、施設を利用しない人にも費用の負担を課すことになり、市民全体の負担となります。

施設を利用する人と利用しない人との公平化を図るため、利用者負担を原則として使用料を算定します。

ただし、利用者一律の負担を求めるのではなく、施設のサービスの性質に応じて利用者負担と公費負担の割合を設定します。

（2）算定方法の明確化

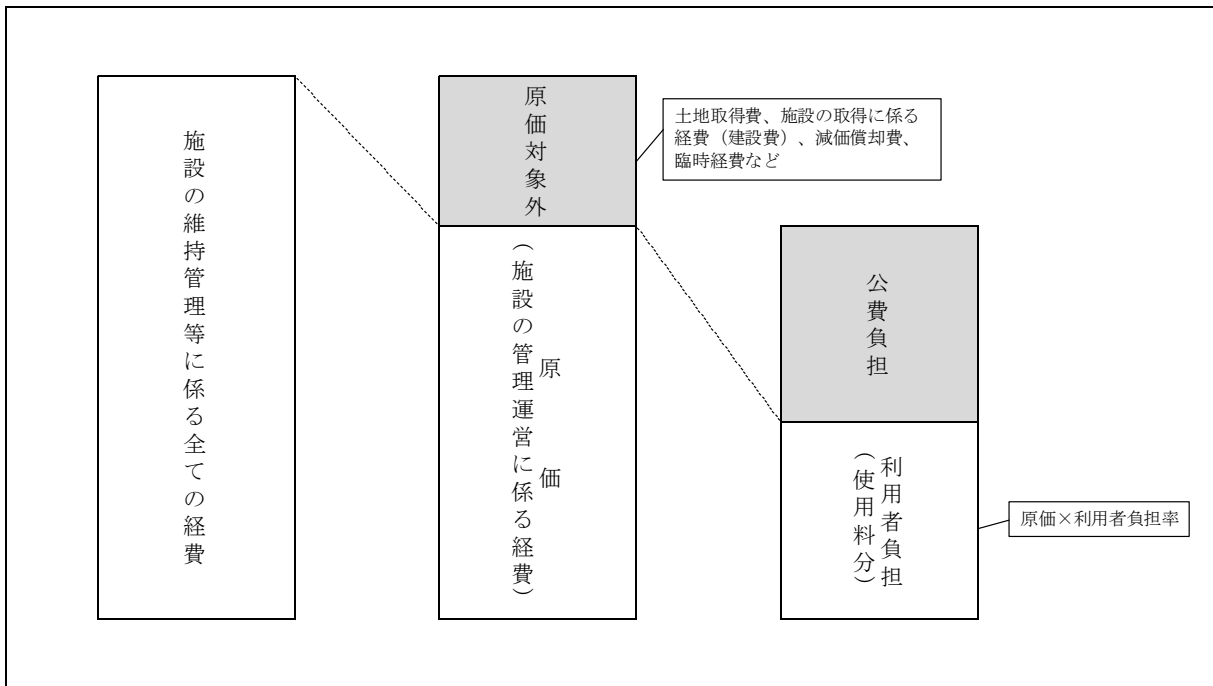
利用者や市民にわかりやすく説明できるように、使用料の積算根拠を明確にした算定方式などを定め、透明性の確保に努めます。

3. 使用料の算定方式

使用料の積算根拠を「原価（利用に係る経費）」と施設の「利用者負担率」に基づく算定方式とします。

$$\text{使用料} = \text{原価（利用に係る経費）} \times \text{利用者負担率}$$

【使用料の算定イメージ】



(1) サービス提供に要する原価の範囲

施設を維持管理していく上で必要な次の費用を原価算定方式により算出します。

【算入する原価】

区 分	内 容
管理運営に要する人件費	サービスの提供や施設の維持管理をするために直接従事する職員に要する費用
管理運営に要する物件費	サービスの提供や施設を維持管理するための物品購入や光熱水費、修繕等に要する経費

※土地取得費・建設費をはじめ、減価償却費については、「市民全体の財産」の整備に係る部分で、すべての市民に利用の機会を提供する観点から税(公費)負担すべきと考えられるため、原価に算入しないこととします。

(2) 原価を算定する基礎数値

原則算定を行おうとする年度の前年度の決算額(実績値)とします。ただし、過去2年間の実績値と大きく乖離する場合は、3年間の平均値とします。

(3) 利用者負担率

使用料の設定にあたっては、施設ごとのサービスの内容を考慮しながら、その公共性・必要性等に応じて、利用者と市税とで負担を分かち合うことが必要となります。

そのため、施設を「公益性」と「収益性」の高低により分類し、利用者の負担と公費による負担との比率を設定します。

【公益性】

分類	I	II	III
施設の性質	民間企業において同様のサービスを提供している施設	一定の公益性のもとに特定の利用者の利便を図る施設	市民生活において必要な水準確保や社会的弱者の擁護、教育補完など公益性の高い施設
公益性	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 低い ← → 高い </div>		
公費負担	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> ← 少ない → 多い </div>		

【収益性】

分類	施設の性質	収益性	公費負担
A	収益性が全くないか極めて低く民間企業においてサービス提供が困難な施設	低い ↑	多い ↑
B	収益性が低く施設の使用料だけでは管理運営費を賄うことが困難な施設	↑ ↓	↑ ↓
C	相当の収益性があり施設の使用料をもって管理運営費を賄うことができる施設		

【施設の利用者負担率】

小 ←————— 公 益 性 —————→ 大

		I	II	III
小 ↑ 収 益 性 ↓ 大	A	公 費 50% 利用者 50%	公 費 75% 利用者 25%	公 費 100% 利用者 0%
	B	公 費 25% 利用者 75%	公 費 50% 利用者 50%	公 費 75% 利用者 25%
	C	公 費 0% 利用者 100%	公 費 25% 利用者 75%	公 費 50% 利用者 50%

(4) 適用除外施設

- ①施設サービスの性格などから、設定基準を適用することが適当でない使用料
- ②行政財産の目的外使用に係る使用料

4. 施設の利用形態による使用料の算定

使用料の算定は、ホール、会議室、体育館、競技場などの1室、1面あたりの料金として算出する「貸室等の使用料算定」と1人当たりの料金として算定する「個人利用に係る使用料算定」に分類し、算定します。

(1) 貸室等の使用料算定

$$\textcircled{1} 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの年間原価} = \text{施設全体の原価} \div \text{貸出面積の合計}$$

※事務所及びトイレ等共有部分の維持管理等に要する経費についても、サービスを提供するうえで必要な費用であり、原価として算定し、これらの部分の面積を除く貸出面積の合計で按分することにより使用料へ反映させるものとします。

$$\textcircled{2} 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの時間原価} = \textcircled{1} 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの年間原価} \div \text{年間開館時間}$$

$$\textcircled{3} 1 \text{ 室当たりの原価} = \textcircled{2} 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの時間原価} \times 1 \text{ 室面積} \times \text{利用時間}$$

$$\textcircled{4} 1 \text{ 室当たりの使用料} = \textcircled{3} 1 \text{ 室当たりの原価} \times \text{利用者負担率}$$

【例】会議室Aを3時間使用する場合の使用料

	会議室A	会議室B	事務室	共用部分 (トイレ等)	合計
面積 (㎡)	300	200	100	100	700

- ・施設全体の原価 5,000,000 円
- ・年間開館時間 1,000 時間
- ・貸出面積合計 500 ㎡ (会議室A+会議室B)
- ・利用者負担率 50 %

$$\textcircled{1} 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの年間原価} = 5,000,000 \text{ 円} \div 500 \text{ m}^2 = 10,000 \text{ 円/m}^2$$

$$\textcircled{2} 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの時間原価} = 10,000 \text{ 円/m}^2 \div 1,000 \text{ 時間} = 10 \text{ 円/m}^2 \text{ /時間}$$

$$\textcircled{3} 1 \text{ 室当たりの原価} = 10 \text{ 円/m}^2 \text{ /時間} \times 300 \text{ m}^2 \times 3 \text{ 時間} = 9,000 \text{ 円/室}$$

$$\textcircled{4} 1 \text{ 室当たりの使用料} = 9,000 \text{ 円/室} \times 50\% = 4,500 \text{ 円/室}$$

(2) 個人利用に係る使用料算定

$$\textcircled{1} \text{ 1人当たりの原価} = \text{施設全体の原価} \div \text{年間利用者数}$$

※年間利用者数は過去3年の平均としますが、利用者数に変動のある施設は、各施設ごとに判断するものとします。

$$\textcircled{2} \text{ 1人当たりの使用料} = \textcircled{1} \text{ 1人当たりの原価} \times \text{利用者負担率}$$

【例】プールの使用料

- ・施設全体の原価 10,000,000 円
- ・年間利用者数 20,000 人
- ・利用者負担率 50 %

$$\textcircled{1} \text{ 1人当たりの原価} = 10,000,000 \text{円} \div 20,000 \text{人} = 500 \text{円/人}$$

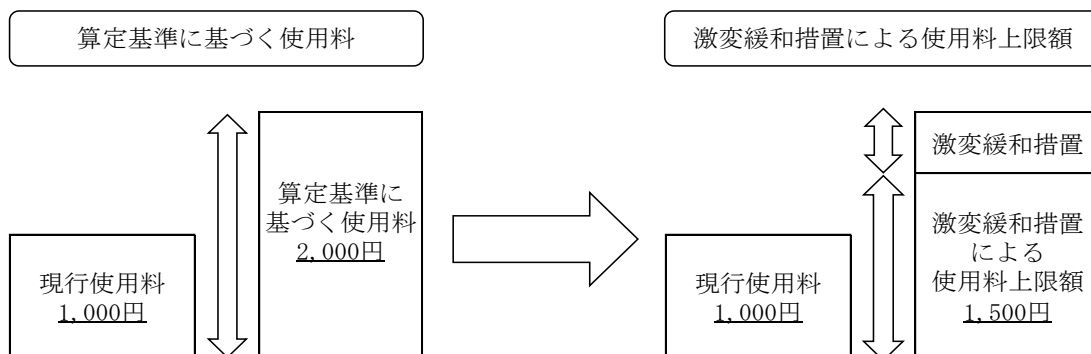
$$\textcircled{2} \text{ 1人当たりの使用料} = 500 \text{円/人} \times 50\% = 250 \text{円/人}$$

5. 激変緩和措置

使用料の目安が現行の使用料を大幅に上回る場合には、利用者にとって急激な負担となります。

そのため、現行料金より著しく高額となる場合は、現行料金の概ね1.5倍を改定上限率とします。

【例】激変緩和措置



現行使用料	1,000 円
算定基準に基づく使用料	2,000 円
激変緩和措置による使用料上限額	1,500 円

6. 使用料の設定

- ①算出額が改定上限率（1.5倍）の範囲内のときは、算出額で設定します。
ただし、算出額が現行使用料を大きく下回るときは、使用料の見直しの必要性について、別の視点から再検討し、設定するものとします。
- ②算出額が改定上限率を上回るときは、原則、改定上限率（1.5倍）を適用した額を限度として設定します。
- ③周辺自治体の類似施設より高額になることで、利用率の低下を招くことが予想されるときは、改正額を調整します。

7. その他の基準

（1）営利目的等の取扱い

営利目的で使用する場合、あるいは入場料を徴収する場合などについては、施設ごとに増額の規定を設けることができるものとします。

（2）時間帯・曜日の取扱い

夜間、休日など特定の日や時間帯に利用が集中し、それ以外の日や時間帯の稼働率と比べ極端に差がある施設については、利用者の分散化、稼働率の向上を図るなどの観点から、利用状況、利用実態等を踏まえ、時間帯別、曜日別に料金を設定できるものとします。

（3）利用者区分の設定

①年齢等（大人・小人等）の利用区分を設定する場合

利用者の年齢等で料金に差を設ける場合は、施設の設置目的や利用者の状況を考慮し、施設所管課において適正に設定することとします。

②市民・市民以外の利用区分を設定する場合

関市民以外の利用者に対する割増は、規定する料金の2倍を上限とします。

8. 定期的な検証

使用料が、現在の情勢に合致したものとなっているのかを常に検証しつつ、定期的（原則3年ごと）に見直しを行うこととします。